平成２１年（フ）第６１２号
兵庫県高砂市曽根町3021番地の５
債務者　中野　直美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３７号
兵庫県加古川市尾上町養田1442番地の３
債務者　中川ゆみ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３８号
兵庫県加古川市尾上町養田1442番地の３
債務者　中川　明菜
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３９号
兵庫県加古川市尾上町養田1442番地の３
債務者　中川　敬文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４１５号
広島市南区宇品海岸２丁目３番６―501号
債務者　古本　尊仁
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１６号
広島市安佐北区亀山南５丁目42番５号
債務者　沖　　俊憲
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２９号
広島市東区曙５丁目１番13―302号
債務者　山村允和こと　郭　　允和
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３７号
広島市安佐南区大塚西６丁目14番３―905号
債務者　宮藤　光男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３２号
広島県大竹市玖波１丁目９番３の106号
債務者　佐伯　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４５号
広島市南区東雲３丁目12番14―304号
債務者　武安　千文（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２号
香川県善通寺市善通寺町１丁目１番５号
債務者　小國　正英
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４９３号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　富士ビル203号
債務者　森本　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　富士ビル203号
債務者　森本　尚子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４９５号
愛媛県松山市小栗２丁目２番15号　リバーサイドきくち203号
債務者　森本　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９９４号
北九州市門司区上馬寄１丁目４番８号
債務者　中牟田妙子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３３号
北九州市八幡東区帆柱３丁目１番１―101号
債務者　長山　清香
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７号
宮城県白石市鷹巣東４丁目６番８―３号南―３号
債務者　佐藤　浩幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７８号
宮城県白石市鷹巣東４丁目６番８―３号南―３号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部